

みんなで育てよう！「協働のまちづくり」

市民参加推進員に登録しませんか！

Q 市民参加って何？

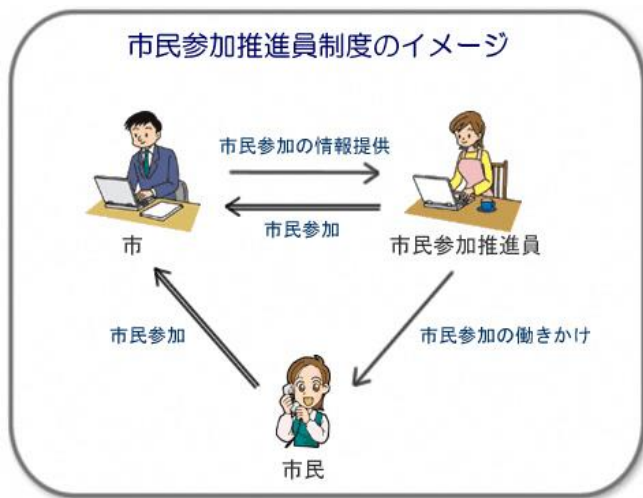
A 市民の皆さんが、市の政策等について意見を述べ、または提案することをいいます。

Q 市民参加推進員制度って何？

A 推進員に登録された市民の方が、市からの市民参加に関する情報提供に基づき、自ら積極的な市民参加に努めるとともに、多くの市民の皆さんに対して市政への参加を働きかけるという、市民の皆さんのネットワークを活用した制度です。

Q 市民参加推進員って何をやるの？

A 市から送られる市民参加に関する情報に基づき、興味のあるものに参加するとともに、友人や知人など（市民の皆さん）に市民参加の働きかけをします。



○推進員への情報提供の内容

附属機関（※1）の委員募集、市民意見提出制度（※2）による意見募集、市民説明会・ワークショップ（※3）の開催、アンケート協力の依頼等

○情報提供の方法

原則として月1回程度、登録されたEメールアドレスに情報を送信（Eメールアドレスをお持ちでない方にはFAXや郵送で送付）

※1 附属機関 …市民や学識経験者などの意見を行政運営に反映するために設けられた、審議会や委員会等の機関のこと。（委員は原則18歳以上）

※2 市民意見提出制度 …市が施策の案などを公表して、市民からの意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する制度。

※3 ワークショップ …市民の皆さん同士の自由な議論を通して意見や提案をいただくこと。

登録できる方(資格)

年齢13歳以上で、市内に住んでいる人、通勤している人、通学している人

登録方法

「久喜市市民参加推進員登録事項届出書」に必要な事項を記入の上、郵送または持参、FAX、Eメールで自治振興課へ提出してください。登録は随時受け付けています。

届出書は、自治振興課（市役所本庁舎3階）や主な公共施設に設置している市民参加コーナーで配布しているほか、市ホームページの「市民参加推進員」のページ（<http://www.city.kuki.lg.jp/shisei/kyodo/sanka/suishin.html>）からダウンロードできます。

登録期間

登録期間は、登録した日から1年を経過する日の年度の末日（3月31日）までです。登録期間が終了したときは再登録できます。

個人情報の取扱い

登録された個人情報は、この制度の目的以外の利用および第三者（他の市民参加推進員等）への提供は行いません。

お問い合わせ

久喜市役所 自治振興課 自治振興係

〒346-8501 久喜市下早見 85-3

電話 22-1111（内線2622・2623） FAX 22-3319

Eメール jichishinko@city.kuki.lg.jp



13歳から登録できます。皆さんの登録をお待ちしています。